

# 地域団体活動再起支援事業補助金

「荒天、災害、感染症流行等の影響で、地域行事の中止や規模縮小により低迷している地域活動・組織運営等の回復・再起を目的に、今後の発展を見据えて行おうとする組織活動（研修や行事など）に係る経費の一部を助成します。

**【対象者】** 南越前町内に事務所または主たる活動場所を有している地域団体（令和3年4月1日時点において設立されていること）

※地域団体とは、営利を目的としない組織・団体、代表者・規約・会計規則の定めがある任意の組織

**【対象事業】** いずれにも当てはまる事業が対象です。

- ・組織の活動再起を目的として実施する研修会、行事、組織運営の活性化のための事業で、南越前町内を会場として実施するもの
- ・産業振興、社会教育、福祉増進、集落振興、住民福祉のいずれかを目的とするもの
- ・組織として新規事業もしくは、既存事業の内容を進歩・拡充させて行う事業

※新型コロナウイルスによる感染症対策を施すこと、感染拡大時には事業を延期・中止するといったことが要件となります。

**【補助内容】** 1団体につき1年度あたり1回まで

対象者	事業費の上限	補助率	補助対象経費
広域組織 （旧町村単位以上の活動範囲を有する組織）	100万円	補助対象経費の9/10以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・謝礼、商品、研修旅費</li> <li>・イベント関係の委託料</li> <li>・機械リース代、施設使用料</li> <li>・生産、工作のための材料費など</li> </ul>
区域組織 （旧町村単位未満の活動範囲である組織）	50万円	補助対象経費の2/3以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食経費、宿泊費などは対象外</li> </ul>

※旧町村単位とは、旧南条町、旧今庄町、旧河野村の区域を指す。

**【その他】** 実施に際して要件があります。詳細や申請方法については町ホームページをご覧ください。

**問合せ** 総務課

☎0778-1718000

# 指定難病特別見舞金のお知らせ

町では、原因不明の症状で治療が極めて困難な病気にかかった「特定医療費（指定難病）受給者」に対し、患者の激励と福祉の増進のために特別見舞金を支給します。

**受給資格**（次の3点が全て当てはまる方）

- ・町に1年以上住所を有する方
- ・令和3年10月1日時点で指定難病のため6か月以上の入院または、通院治療を引き続き受けている方
- ・県が発行する特定医療費（指定難病）受給者証を有している方（小児慢性特定疾患は対象外です。）

**給付額** 入院または、通院患者 1万円/年  
**申請に必要なもの**

- ① 指定難病特別見舞金支給申請書
- ② 指定難病特別見舞金請求書
- ③ 指定難病治療状況説明書（初めて申請する方のみ）
- ④ 特定医療費（指定難病）受給者証の写し
- ⑤ 振込先の口座等がわかるもの（請求者名義の口座（初めて申請する方のみ））
- ⑥ 印鑑

昨年度、申請された方には9月末に必要な書類をお送りします。  
初めて申請される方は、町ホームページから①、②、③をダウンロードしていただくか、保健福祉課（☎47-180007）までご連絡ください。

**申請期間** 令和3年10月1日（金）～29日（金）  
午前8時30分～午後5時15分（平日）

※本人が申請できない場合は、配偶者、親権者、後見人の方が申請できます。

**申請場所** 保健福祉課または各事務所

**問合せ** 保健福祉課 ☎0778-1718007